

番号：150131

国名：エチオピア

担当部署：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名：工業団地開発に係る情報収集調査（工業団地開発）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：工業団地開発
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年4月下旬から2015年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.00M/M、現地 0.60M/M、合計 1.60M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地派遣期間(1) 国内作業期間 現地派遣期間(2) 整理期間  
3日 9日 14日 9日 3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 ([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	工業団地開発に係る各種業務
対象国/類似地域	エチオピア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

エチオピアは近年、GDP成長率が9%~13%の高い水準で推移しているが、製造業のGDPシェアは5%前後と同所得レベルの国々と比較しても低い状況にある。そのため、持続的な経済成長及び貧困削減に向けて、民間セクターの開発が不可欠となっている。こうした状況の下、アジアの経験に基づく開発政策及び民間企業育成にかかる故メレス首相からの支援要請に基づきJICAは政策研究大学院大学（以下、「GRIPS」）とともに、2009年から約2年間に亘りプロジェクト研究「産業政策支援対話に関する調査」（以下、「産業政策対話」）を実施し、更に2011年度からは「産業政策支援対話に関する調査（フェーズ2）」（以下、「産業政策対話（フェーズ2）」）を現在実施中である。

エチオピア政府は現在、製造業、特に軽工業の振興に取り組んでおり、そのための手段として、外国企業によるエチオピアへの投資の誘致及びこれを可能とするための国内の工業団地開発を進めている。既に世界銀行との協力により、アディスアベバ近郊のボレレミ、キリントの工業団地開発に着手しているほか、これまで工業省に属していた工業団地開発公社を首相府直轄とし、その他の地域（アワサ、ディレダワ、コンボルチャ等）における工業団地の開発を加速化している。

エチオピアへの海外直接投資は継続的に増加傾向で推移している。外資系企業によるエチオピアへの投資の多くはトルコ、インド、中国によるものであり、また、米国、ドイツ、フランスなどの欧米諸国も徐々に投資を開始している。一方で、日本からの投資は未だ少なく、エチオピア政府は産業競争力向上の観点から日本企業による投資に高い期待を寄せている。

かかる状況を踏まえ、2015年1月に開催された「産業政策対話（フェーズ2）」第7回政策対話においては、工業団地開発をテーマの一つに取り上げ、アジアにおける工業団地開発に係る様々なアプローチを紹介し、日本企業が海外に進出するにあたって必要となる条件について、ハイレマリウム首相のほか、エチオピア首相府、工業団地開発公社、エチオピア投資委員会、工業省などの主要なエチオピア政府関係機関の関係者と活発な議論を行った。エチオピア側からは日本企業を誘致するための環境整備を行う意向が示された。

今後、具体的な日本企業向けの環境整備について議論を進めるにあたり、誘致可能性のある産業の分析、同産業を念頭に置いた進出先の検討、誘致を行うにあたって整備が必要な環境等について、日本企業の視点に立った分析を行うことが必要であるため、本調査を実施することとした。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、エチオピア工業団地への日本企業誘致に向けて、適切な工業団地の立地・規模・仕様や工業団地に日本企業誘致を行うにあたって必要不可欠となる環境整備の内容について調査を行い、エチオピア側に提示を行う。具体的な業務内容は以下のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2015年4月下旬）

- ① 既存資料（「産業政策対話」関連資料、エチオピアの投資環境に関する資料など）の収集・整理を行い、各種ビジネスコスト、工業団地・インフラ整備方針、他国からエチオピアへの企業進出状況等を把握し、投資環境の確認を行う。
- ② 在京エチオピア大使館等と打合せを行い、日本企業誘致に向けた取り組み状況を把握する。
- ③ 国内準備期間での調査・分析の結果を基に、第1次現地派遣期間における業務方針・方法・スケジュールを第1次現地派遣業務計画書に取りまとめ、JICA産業開発・公共政策部に説明し提出する。

### （2）第1次現地派遣期間（2015年5月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICAエチオピア事務所に第1次現地派遣業務計画書を説明し、現地派遣期間中の業務方針・方法・スケジュール等について確認を行う。
- ② 投資環境整備、工業団地開発に関連するエチオピア政府機関（首相府、工業団地開発公社、エチオピア投資委員会、工業省等）を訪問し、首相顧問をはじめとする関係者に対し、ヒアリング・意見交換を行い、投資環境整備や工業団地開発に関する方針を確認する。
- ③ 既存の工業団地及び開発中の工業団地を視察し、当該工業団地の立地環境・インフラ・物流・労働力の確保可能性等を確認し、日本企業の進出可能性及び進出可能性のある業種を検討する。

- ④ 電力インフラ、投資認可・輸出入手続き等、日本企業がエチオピアに進出するにあたって鍵となる投資環境関連項目を整理の上で、エチオピア政府関係機関に確認を行う。また、進出済み外資系企業からこれらの投資環境関連項目についてヒアリングを行い、情報を整理する。
- ⑤ 調査の結果を基に、以下の内容について、首相顧問及びエチオピア工業団地開発公社に対して経過報告を行う。
  - (i) 訪問した工業団地における日本企業誘致の可能性、誘致を実現するにあたっての課題
  - (ii) 現状の投資環境を踏まえ、同工業団地に誘致できる可能性がある日本企業の業種
  - (iii) 日本企業誘致の前提として必要となる投資環境整備の内容及び日本企業の誘致にあたり適当と考えられる工業団地区画の規模（面積）・仕様等
- ⑥ 第1次現地派遣結果報告書を作成し、JICAエチオピア事務所に説明、提出する。
- (3) 国内作業期間（2015年5月中旬）
  - ① 第1次現地派遣結果報告書をJICA産業開発・公共政策部に説明、提出する。
  - ② 現地調査で収集した情報を活用し、エチオピアに誘致できる可能性がある日本企業の業種を検討の上、当該業種の企業にヒアリングを行い、進出意欲や進出実現に向けてエチオピア側で必要となる投資環境整備の内容を把握する。
  - ③ エチオピア工業団地への日本企業誘致に向けたエチオピア政府への提言（案）（以下、「提言（案）」）を取りまとめる。提言（案）には最低限、（ア）日本企業誘致に適当と考えられる工業団地の場所・規模・仕様、（イ）同工業団地に誘致できる可能性がある日本企業の業種、（ウ）同工業団地への日本企業誘致の前提として必要となる投資環境整備の内容を含むものとする。
  - ④ 第1次現地派遣期間に確認ができなかった事項について、追加情報収集項目として整理する。
  - ⑤ 上記②、③について、JICA及びGRIPS・ジェットロ等の関係機関と協議を行い、その妥当性を確認する。
  - ⑥ 国内作業期間での検討結果を基に、第2次現地派遣期間における業務方針・方法・スケジュールを第2次現地派遣業務計画書に取りまとめ、JICA産業開発・公共政策部に説明し提出する。
- (4) 第2次現地派遣期間（2015年8月上旬）
  - ① 現地業務開始時に、JICAエチオピア事務所に第2次現地派遣業務計画書を説明し、現地派遣期間中の業務方針・方法・スケジュール等について確認を行う。
  - ② 追加情報収集項目について、エチオピア側の政府機関等からヒアリングを行う。また、同ヒアリングを踏まえ、必要に応じ、提言（案）を改訂する。
  - ③ 工業団地開発に関連するエチオピア政府機関（首相府、工業団地開発公社、エチオピア投資委員会、工業省等）を訪問し、首相顧問をはじめとするエチオピア側関係者に提言（案）について説明し、意見交換を通じてコメントを聴取する。
  - ④ 第2次現地派遣結果報告書を作成し、JICAエチオピア事務所に説明、提出する。
- (5) 帰国後整理期間（2015年8月下旬）
  - ① 第2次現地派遣結果報告書をJICA産業開発・公共政策部に説明、提出する。
  - ② 提言（案）に対するエチオピア側関係者のコメント等を踏まえ提言（案）の内容を修正の上、その他の調査結果も含め調査結果報告書を取りまとめ、JICA産業開発・公共政策部及びJICAエチオピア事務所に提出・報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)調査結果報告書とする。

- (1) 業務計画書（第1次、第2次）
- (2) 現地派遣結果報告書（第1次、第2次）
- (3) 調査結果報告書

なお、上記については電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上して下さい）。
- (2) 直接人件費月額単価  
直接人件費月額単価は2015年度単価を上限とします。  
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は2015年5月上旬及び2015年8月上旬のそれぞれ89日間を予定しています。具体的な現地派遣時期については4月下旬から8月上旬の範囲でコンサルタントが提案することとします。ただし、エチオピアにおいて選挙が予定されていることから、5月16日～6月7日は現地派遣期間から除くものとします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

- ア) 団長/総括 (JICA) (JICAエチオピア事務所長を予定)
- イ) 工業団地開発 (コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 国内移動及び車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 現地日程のアレンジ  
JICAエチオピア事務所がアレンジします
- オ) 執務スペースの提供  
なし
- カ) 通訳備上  
なし

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の参考資料がウェブ上で公開されています。  
エチオピアとの産業政策対話  
([http://www.grips.ac.jp/forum/af-growth/support\\_ethiopia/support\\_ethiopia.htm](http://www.grips.ac.jp/forum/af-growth/support_ethiopia/support_ethiopia.htm))  
日本企業向け「エチオピア投資情報」  
(<http://www.grips.ac.jp/forum/index.htm>)

### (3) その他

- ① 業務従事予定者は、途上国における工業団地開発、工業団地への日本企業誘致に関する実務経験を有することが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ エチオピア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAエチオピア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上